

佐賀県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十月七日から平成二十三年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字西島字二本杉 二三五三番一地先から 三養基郡みやき町大字西島字一本松 三〇四三番二地先まで	平成二三・一〇・七